

令和 2 年 第 4 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

(追 加 分)

○ 説 明 順

1 議 案 第 96 号 ~ 議 案 第 97 号 (降 壇)

令 和 2 年 12 月 25 日 提 出

伊 佐 市 長

追加提案いたしました議案第96号及び議案第97号について説明申し上げます。

まず、議案第96号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第11号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

民生費につきましては、母子生活支援施設入所に要する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、医療崩壊を防ぐため、市内医療機関に対し新規入院患者のPCR検査費用を助成する伊佐市医師会への支援に要する経費について新たに措置しております。

商工費につきましては、都市公園内の遊具の更新に要する経費について新たに措置し、教育費につきましては、特別支援学級の増加に伴う教室の改修等に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,363万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億9,229万8千円とするものであります。

次に、議案第97号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、児童生徒 1 人 1 台端末の整備や緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備など、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」を実現するため、小学校 3 年生以下の児童用タブレットパソコン等の購入に係る仮契約を、富士電機 IT ソリューション株式会社鹿児島支店と 12 月 15 日に締結しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 2 件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———